

かきつばた資金貸付

生活の不安定な所得の低い世帯に対して、日々の暮らしの維持に必要なつなぎ資金及び不時の出費のための必要とする小口資金を貸し付け、その生活を保全し、経済的自立を助成することを目的としています。

いずれの貸付についても、返済も含めた生活の建て直しが可能と見込まれる世帯に対して、貸付制度となります。また、貸付に関しては審査があります。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承下さい。相談、ご利用の際にはまずお電話で知立市社会福祉協議会までお問い合わせください。

連絡先

知立市社会福祉協議会（福祉の里八ツ田）

知立市八ツ田町泉43 TEL 0566-82-8833